

# 日本国憲法の基本原則



## Work 大日本帝国憲法原文や天皇の写真から、その役割を探ろう。

①資料集を見て、空欄に当てはまる言葉を書き入れよう。

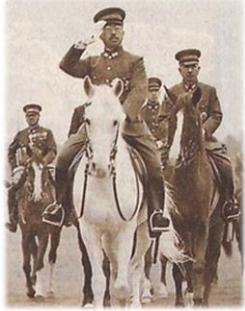
- ・1条 大日本帝国ハ万世一系ノ〔 〕之ヲ〔 〕ス
- ・3条 〔 〕ハ〔 〕ニシテ侵スヘカラス
- ・4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ〔 〕シ…
- ・11条 天皇ハ陸海軍ヲ〔 〕ス

※総攬

※統帥

②写真の違いから天皇の変化をとらえてみよう

A



B



この2枚の写真と比較して、気づくことを挙げてみよう。

- ・
- ・
- ・

【 A…戦前 B…戦後 】

## (i) 明治憲法の基本原則

### ■制定までの過程

明治維新後：〔<sup>1</sup> 〕が起こり、国会開設や憲法制定、普通選挙などをめざす動きが高まる。



cf. 〔<sup>2</sup> 〕

〔<sup>2</sup> 〕：植木枝盛らによる民間の憲法案の総称

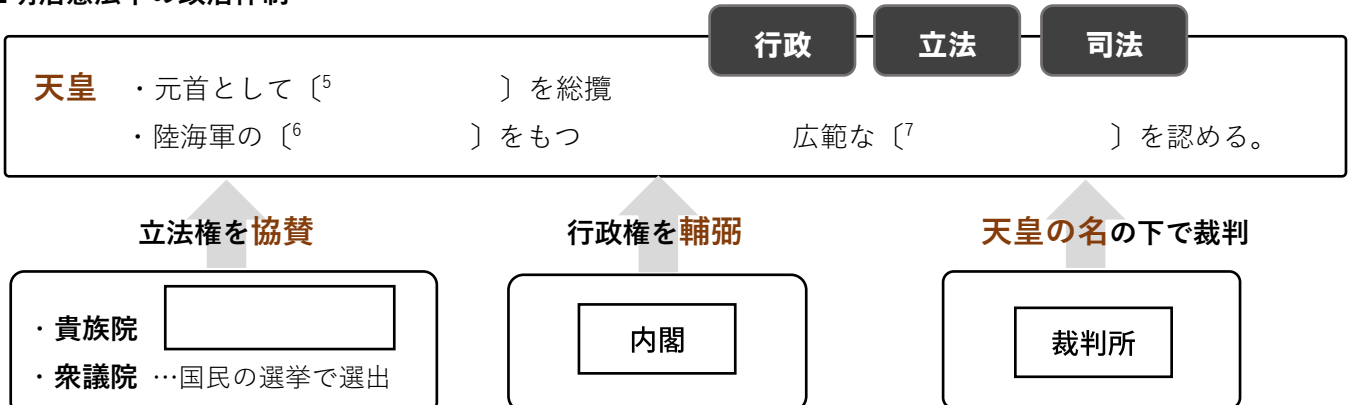
運動は弾圧され、政府は君主権の強い**プロイセン憲法**を模範とし、天皇中心の国づくりを目指す。

伊藤博文らにより **1889年大日本帝国憲法**〔<sup>3</sup> 〕が発布。

★〔<sup>4</sup> 〕

〔<sup>4</sup> 〕（=天皇の権威により制定された憲法）という形で発布。

### ■明治憲法下の政治体制



## (ii) 日本国憲法制定までの流れ

### ■大日本帝国憲法 = 人権保障が不徹底

※国民の権利 = (8) ) は法律によって制限できる = (9) )

### ■第一次世界大戦後 民主主義が世界的に高揚したことを背景に (10) ) が確立

#### 民主主義的な国を目指す動きへ

ex. (11) ) : 政治権力を憲法によって規制する立憲主義的な動き

(12) ) : 天皇も国家機関のひとつに過ぎないとして、天皇を神格化する

風潮に危機感を唱えた憲法学説 **提唱者** (13) )

(14) ) : 天皇制の下で民主主義を実現しようとする考え方 (吉野作造)

### ■1925 普通選挙法制定 : 25歳以上の男子に選挙権が与えられ、民主化運動の一定の成果となる

しかし、同時に (15) ) も成立し、社会主義勢力などを規制。民主化への道は達成できず。

### ■1930年代 深刻な恐慌の中で社会不安が高まる中で、軍部が台頭

軍部を中心とする政治勢力の発言力が強まり、五・一五事件や二・二六事件といった軍事クーデターも発生

### ■1940年 (16) ) が結成され、各政党は解党させられる。= 政党政治の崩壊。

### ■1939~45年 第二次世界大戦へと突き進み、国民の人権が大きく侵害されるように…

## (iii) 日本国憲法の成立

### ■1945.8.14 (17) ) 受諾 ⇒ 翌日 1945.8.15 終戦

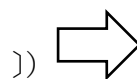
戦争の反省を生かし、新たな国づくりを目指すとともに、憲法の改正を求められる。

	天皇に関する条文	軍に関する条文
当初の政府案 (松本案)	天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス	天皇ハ軍ヲ統帥ス
GHQの指示により 完成した最終案 (マッカーサー草案)	天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国 及其ノ国統合ノ象徴タルベキコト	国ノ主権ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル 威嚇又ハ武力ノ行使ヲ…永久ニ之ヲ放棄スル



戦後初の衆議院議員総選挙を経て開かれた**帝国議会**で可決。

つまり、国民の意思で作られた憲法 (= (18) )



1946年 月 日 公布

1947年 月 日 施行

### ★日本国憲法の基本原理

#### 1, (19) )

★前文 (前略) ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

★第1条 天皇は日本国の**象徴**…、地位は主権の存する日本国民の総意に基く。= (20) )

#### 2, (21) )

★第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 3, (22) )

★前文 われらは、全世界の国民が、…**平和のうちに生存する権利**を有する… = **平和的生存権**

★第9条 第1項 戦争の永久放棄 第2項 戦力の不保持 / (23) ) の否認

# 日本国憲法の基本原理



## Work 大日本帝国憲法原文や天皇の写真から、その役割を探ろう。

①資料集を見て、空欄に当てはまる言葉を書き入れよう。

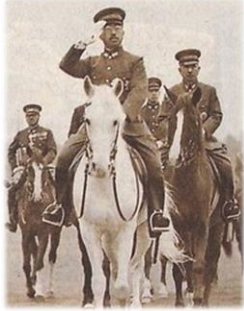
- ・1条 大日本帝国ハ万世一系ノ〔 **天皇** 〕之ヲ〔 **統治** 〕ス
- ・3条 〔 **天皇** 〕ハ〔 **元首** 〕ニシテ侵スヘカラス
- ・4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ〔 **総攬** 〕シ…
- ・11条 天皇ハ陸海軍ヲ〔 **統帥** 〕ス

※総攬 **一手に担うこと**

※統帥 **軍隊を指揮・統率すること**

②写真の違いから天皇の変化をとらえてみよう

A



B



この2枚の写真と比較して、気づくことを挙げてみよう。

- ・馬に乗って見下ろす⇔歩いて国民に目線を合わす
- ・軍服で敬礼⇔洋服(スーツ)で帽子を取っている
- ・偉い人というイメージ⇔国民と同じ立ち位置

【 A…戦前 B…戦後 】

## (i) 明治憲法の基本原理

### ■制定までの過程

明治維新後：〔<sup>1</sup> **自由民権運動**〕が起こり、国会開設や憲法制定、普通選挙などをめざす動きが高まる。

cf. 〔<sup>2</sup> **私擬憲法**〕：植木枝盛らによる民間の憲法案の総称

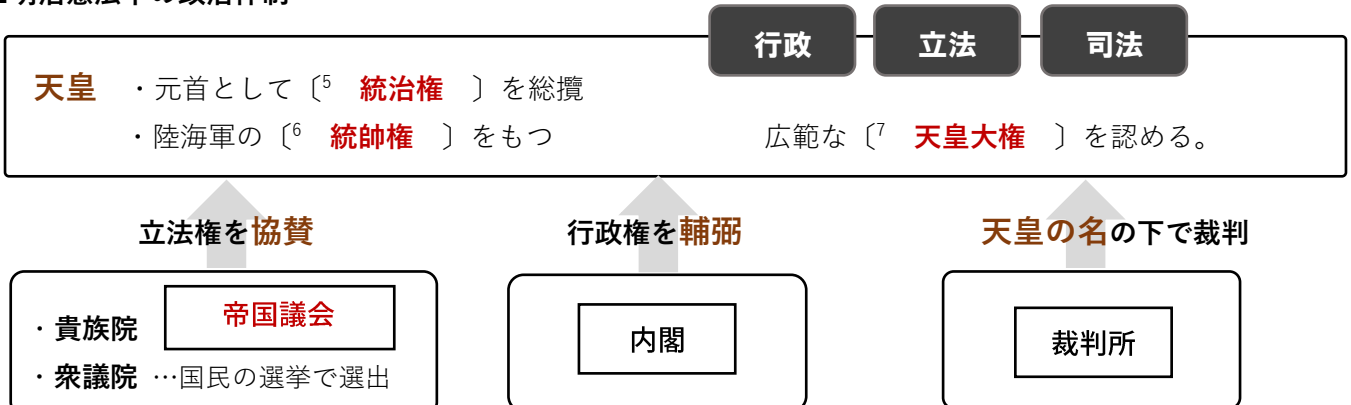


運動は弾圧され、政府は君主権の強い**プロイセン憲法**を模範とし、天皇中心の国づくりを目指す。

伊藤博文らにより**1889年大日本帝国憲法**〔<sup>3</sup> **明治憲法**〕が発布。

★〔<sup>4</sup> **欽定憲法**〕（=天皇の権威により制定された憲法）という形で発布。

### ■明治憲法下の政治体制



## (ii) 日本国憲法制定までの流れ

■大日本帝国憲法 = 人権保障が不徹底

※国民の権利 = ( <sup>8</sup> **臣民の権利** ) は法律によって制限できる = ( <sup>9</sup> **法律の留保** )

■第一次世界大戦後 民主主義が世界的に高揚したことを背景に ( <sup>10</sup> **政党政治** ) が確立

民主主義的な国を目指す動きへ

ex. ( <sup>11</sup> **大正デモクラシー** ) : 政治権力を憲法によって規制する立憲主義的な動き

( <sup>12</sup> **天皇機関説** ) : 天皇も国家機関のひとつに過ぎないとして、天皇を神格化する

風潮に危機感を唱えた憲法学説 **提唱者** ( <sup>13</sup> **美濃部達吉** )

( <sup>14</sup> **民本主義** ) : 天皇制の下で民主主義を実現しようとする考え方 ( **吉野作造** )

■1925 **普通選挙法** 制定 : 25歳以上の男子に選挙権が与えられ、民主化運動の一定の成果となる

しかし、同時に ( <sup>15</sup> **治安維持法** ) も成立し、社会主義勢力などを規制。民主化への道は達成できず。

■1930年代 深刻な恐慌の中で社会不安が高まる中で、軍部が台頭

軍部を中心とする政治勢力の発言力が強まり、五・一五事件や二・二六事件といった軍事クーデターも発生

■1940年 ( <sup>16</sup> **大政翼賛会** ) が結成され、各政党は解党させられる。= 政党政治の崩壊。

■1939~45年 **第二次世界大戦** へと突き進み、国民の人権が大きく侵害されるように…

## (iii) 日本国憲法の成立

■1945.8.14 ( <sup>17</sup> **ポツダム宣言** ) 受諾 ⇒ 翌日 1945.8.15 終戦

戦争の反省を生かし、新たな国づくりを目指すとともに、憲法の改正を求められる。

	天皇に関する条文	軍に関する条文
当初の政府案 (松本案)	天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス	天皇ハ軍ヲ統帥ス
GHQの指示により 完成した最終案 (マッカーサー草案)	天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国 及其ノ国統合ノ象徴タルベキコト	国ノ主権ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル 威嚇又ハ武力ノ行使ヲ…永久ニ之ヲ放棄スル

戦後初の衆議院議員総選挙を経て開かれた**帝国議会**で可決。

つまり、国民の意思で作られた憲法 (= ( <sup>18</sup> **民定憲法** ))



1946年 **11月3日** 公布

1947年 **5月3日** 施行



### ★日本国憲法の基本原理

1, ( <sup>19</sup> **国民主権** )

★前文 (前略) ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

★第1条 天皇は日本国の**象徴**…、地位は主権の存する日本国民の総意に基く。= ( <sup>20</sup> **象徴天皇制** )

2, ( <sup>21</sup> **基本的人権の尊重** )

★第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

3, ( <sup>22</sup> **平和主義(戦争放棄)** )

★前文 われらは、全世界の国民が、…平和のうちに生存する権利を有する… = **平和的生存権**

★第9条 第1項 戦争の永久放棄 第2項 戦力の不保持 / ( <sup>23</sup> **交戦権** ) の否認